

「高等学校等就学支援金」(国の授業料補助)申請手続

☆高等学校等就学支援金の申請方法☆**申請をしなければ支援は受けられません！**
就学支援金の申請完了後、続けて高校生等臨時支援金の申請も必ずおこなってください！

1 申請について

保護者等の令和7年度「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」(父母合計額)が304,200円未満の方が対象になります。
ご自身が対象かどうか不明の場合でも、高校生等臨時支援金と併せて申請を行ってください。
(申請をしなければ対象となる場合であっても受給することが出来ません)

7月18日(金)(厳守)までに、次の申請を行ってください。

配付された「ログインID通知書」に記載のログインID及びパスワードを入力し、e-Shienシステムにログインし、個人番号等の必要事項を入力し、システム上で申請を行ってください。
(<https://www.e-shien.mext.go.jp/>)



2-1 就学支援金を初めて、または前回対象外となった方の申請方法

★「申請者向け利用マニュアル②新規申請編」も確認！

- 1) ログイン後、「意向登録」ボタンをクリックし、確認事項と意向確認の有無にチェックを入れ登録してください。
- 2) 意向ありにチェックを入れた場合、「認定申請」のボタンをクリックし、生徒情報を確認してください。
- 3) 学校情報、保護者等情報を登録してください。
- 4) 収入状況を登録してください。
α. 個人番号カードを使用して自己情報を提出する。または、e-Shien上でβ. 個人番号を入力する。
を選択し収入状況を登録してください。
- 5) 登録内容を確認し、「本内容で申請する」をクリックすると申請完了となります。

※α. 個人番号カードを使用して自己情報を提出する場合、申請日は「2025年7月1日」としてください。

※個人番号を入力していただいた場合も、税額が判明しなかった場合は、課税証明書等のご提出を依頼させていただきます。あらかじめご了承ください。

2-2 就学支援金を既に受給している方の申請方法

①【保護者等情報】に変更がなく、【収入状況提出方法】を前回と同じ方法で申請する場合

★「申請者向け利用マニュアル③継続届出編」も確認！

- 1) ログイン後、「継続意向登録」ボタンをクリックし、継続支給の意思と保護者等情報変更なしにチェックを入れ、「入力内容確認」ボタンをクリックしてください。
- 2) 登録内容が正しいことを確認し、「本内容で登録する」をクリックしてください。
- 3) 前回申請の際、 α . 個人番号カードを使用して自己情報を提出する。または、e-Shien 上で β . 個人番号を入力する。を選択しており、今回も収入状況提出方法に変更がなければ、「続けて収入状況届出を行う」をクリックする。
- 3) 生徒情報、保護者等情報の登録内容を確認してください。
- 4) 収入状況を提出してください。
 α . 「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」の場合、「入力内容を保存して収入状況の取得へ進む」をクリックする。
次ページにて、マイナポータルから自己情報を取得してください。
 β . 前回、「個人番号を入力する」にて申請している場合、今回の申請において個人番号の入力はありません。
- 5) 登録内容を確認し、「本内容で申請する」をクリックすると申請完了となります。

②【保護者等情報】に変更がある、または【収入状況提出方法】を前回と異なる方法で申請する場合

★「申請者向け利用マニュアル④変更手続編」も確認！

- 1) ログイン後、「継続意向登録」ボタンをクリックし、継続支給の意思と保護者等情報変更ありにチェックを入れ、「入力内容確認」ボタンをクリックしてください。
- 2) 登録内容が正しいことを確認し、「本内容で登録する」をクリックしてください。
- 3) 保護者等情報に変更がある、または前回と異なる方法で収入状況を提出する場合、「続けて保護者等情報変更届出を行う」をクリックしてください。
- 4) 保護者等の情報に変更がある場合、変更ありにチェックを入れ修正してください。
- 5) 保護者等の収入状況を提出してください。前回と異なる方法で収入状況を提出する場合、「保護者等情報変更届出」となります。
例：前回認定時の収入状況提出方法が「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」であったが、今回の収入状況提出方法を「個人番号を入力する」に変更する場合など
- 6) 生徒情報、保護者等情報の登録内容を確認してください。
- 7) 登録内容を確認し、「本内容で申請する」をクリックすると申請完了となります。

「保護者等情報変更届出」から申請した場合、届出日は「2025 年 7 月 1 日」としてください。

※前回、税額不明、または随時(期間外)申請をされた方は課税(非課税)証明書をご提出いただいているため、収入状況提出方法が、「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」となっています。そのため、今回の申請は「保護者等情報変更届出」にて α 、または β の方法での申請となります。

3 基準税額・補助額

【令和 7 年 7—令和 8 年 6 月分】

令和 7 年度「市町村民税の課税標準額 × 6 %—市町村民税の調整控除の額」	補助額
生活保護受給世帯 154,500 円未満世帯	月額 33,000 円
304,200 円未満世帯	月額 9,900 円